

1 公告文に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			1 2 など	1.1 1.2 など	(1) (2) など	ア イ など	(7) (4) など		
1	プレゼンテーションについて	4	第5	3				プレゼンテーションの発表者に指定はございますでしょうか。	プレゼンテーションの発表者等の詳細は、提案書類の受付（締切）後、通知します。
2	技術者の専任期間について	2	第2	3	(1)	2	(2) エ	「次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること」とありますが、技術者を配置する期間をご教授ください。	契約締結の日から令和13年3月18日を予定しています
3	技術者の専任期間について	2	第2	3	(1)	2	(2) エ	「次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること」とありますが、設計期間に配置する必要があるのでしょうか	現場施工に着手するまでの期間（詳細設計期間、シールドマシンの工場製作のみが行われている期間、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しません。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めることとします。
4	プレゼンテーションの時間について	4	第5	3				プレゼンテーションについて、「日時、場所、プレゼンテーション時間等の詳細は、提案書類を提出した代表企業に改めて通知する」とありますが、プレゼンテーション時間等の詳細について、提案書類の受付（締切）後すぐに、通知していただけるのでしょうか？プレゼンテーション時間に応じてプレゼンテーション資料を作成するため、プレゼンテーション作成の時間を確保する必要があります。	プレゼンテーション時間等の詳細は、提案書類の受付（締切）後、すみやかに通知予定です。
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(7) (4) など		
1	技術者の兼務要件について	7	第3	3				現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができるとありますが、これは現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務が可能という事でしょうか。具体的な兼務事例をお示し下さい。	現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務について、1名の技術者が、現場代理人として現場全体の管理を行うと同時に、主任技術者(または監理技術者)として技術的な管理・監督も担うことができます。また、現場代理人・主任技術者・専門技術者の兼務について、例えば、現場代理人が主任技術者(監理技術者)および専門技術者(特定分野の技術管理者)を兼ねることも可能です。
2	技術者の兼務要件について	7	第3	3				受注者が設計を他の者に委託する場合は ①現場代理人と管理技術者の兼務 ②主任技術者(監理技術者)と管理技術者の兼務 ③専門技術者と管理技術者の兼務 が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	技術者の兼務要件について	7	第3	3				ここでいう専門技術者とはコリンス登録という担当技術者のことでしょうか	ご理解のとおりです。
4	下請負契約に関する要件について	7	第3	4				応募者は、設計及び施工の実施にあたり下請負人を利用するにあたっては、応募時下請負人として予定される者より見積書(以下、「下請負見積書」という。)を徴取し、市に提出すること。本事業の受注者となった応募者は、下請負見積書に記載の額以上の金額をもって下請負人との契約を締結すること。とありますが、これを求められた主旨をお示し下さい。	元請と下請の間で公正かつ透明な契約を確保するためであり、応募時下請負見積書を徴取・提出いただくことで、見積段階の価格根拠を明確化することを目的としています。
5	下請負契約に関する要件について	7	第3	4				実施設計の結果等を踏まえ、当該下請負人との契約内容に変更の必要が生じた場合は、当該見積書に記載の要件をもとに、要求水準書に定める積算基準に準拠し契約金額の変更を行うこと。とありますが、応募時に提出した見積金額を下回る契約が発生する可能性がございますが、それについての見解をお示し下さい。	市へ変更施工体制台帳(契約書または注文書及び注文書など内容がわかるもの)を提出してください。
6	下請負契約に関する要件について	7	第3	4				また、応募時点において下請負人として予定されていない者と下請負契約を締結する必要が生じた場合は、応募時に下請負人として予定される者より提出された下請負見積書に記載の要件をもとに、要求水準書に定める積算基準に準拠し契約金額を定めること。とありますが、その見積書も後日提出することになるのでしょうか。また提出求められる場合、いっどのように、どこへ提出するのかお示し下さい。	応募時において下請負人として予定されていない者と下請負契約を締結する必要が生じた場合、市へ変更施工体制台帳(契約書または注文書及び注文書など内容がわかるものを含む)を提出してください。
7	提供資料について	8	第4	2				基本方針等の確認のため、対象工区の業務報告書を提供して頂けないでしょうか	南部汚水22号幹線実施設計業務報告書(抜粋版) 令和7年3月の内容を確認ください。
8	参加資格審査書類一覧について	10	第5	1				参加資格審査書類に「特定建設工事共同企業体協定書」の記載がありませんが、提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	本事業の対象範囲について	3	第2	6	(4)			「本事業の工事対象範囲は以下とする。受注者は、以下の工事対象範囲を一体として実施するものとする」とあり、設計、施工について記述しておりますが、要求水準書に記載されている「調査要件」に関することについての記載がありません。要求水準書に「調査要件」が記載されていることから、「調査要件」は本事業の対象範囲に含まれると考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	設計業務の実績について	6	第3	2	(1)			「本事業は、(中略)、応募者より委託され本事業に関する設計を行う者(以下「設計受託者」という。))として予定されている者(以下「予定設計受託者」という。))に設計の主たる部分を行わせることができるものとする」とありますが、設計受託者が本事業の設計を行った実績を今後の受注活動に使用するための手段は整えているのでしょうか。	設計受託者はあくまで協力会社であるため、実績にはなりません。
11	提案上限金額について	11	第5	2				「資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更及び基本設計との現場条件の乖離による変更の上限金額を妨げるものではない」とありますが、詳細設計時の関係機関との協議による変更に対しても上限金額を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。	詳細設計時の関係機関等との調整により設計図書の修正が必要となった場合、市は、請負代金額の変更を行いません。関係機関との協議による設計図書の修正ですが、要求水準書上求められる業務となるためです。このため、関係機関等との調整により設計図書の修正が必要となる場合の金額について、提案上限額に納める形で提案してください。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により必要があると認められる限り、設計図書の修正が必要となった場合は、必要に応じて請負代金額の増額が行われます。
12	提案上限金額について	11	第5	2				「資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更及び基本設計との現場条件の乖離による変更の上限金額を妨げるものではない」とありますが、詳細設計時の調査結果による変更に対しても上限金額を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。	詳細設計時の調査結果により設計図書の修正が必要となった場合、市は、請負代金額の変更を行いません。調査結果を踏まえて設計図書を完成させることですが、要求水準書上求められる業務となるためです。このため、詳細設計時の調査結果により設計図書の修正が必要となる場合の金額について、提案上限額に納める形で提案してください。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により必要があると認められる限り、設計図書の修正が必要となった場合は、必要に応じて請負代金額の増額が行われます。
13	提案上限金額について	11	第5	2				「資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更及び基本設計との現場条件の乖離による変更の上限金額を妨げるものではない」とありますが、提案提出後の情勢変化による変更に対しても上限金額を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。(例えば予定していた土捨て場が使用できなくなり、その費用が変更となった場合など。)	基本的に提案提出後の情勢変化による変更は、資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更及び不可抗力や法令変更によるものを除き、変更協議の対象外です。なお、例にありますが予定していた土捨て場が使用できなくなった場合に発生する費用については変更協議の対象外となります。
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

3 別添資料1 要求水準書に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			1 2 など	1.1 1.2 など	(1) (2) など	ア イ など	(7) (4) など		
1	建設副産物の取扱いについて	12	第3	3	(1)			工事施工時に要対策土が発生した場合、処分先及びその費用についてお考えをお示し下さい。	発注者が必要な費用を負担します。
2	沿線住民等への周知について	6	第2	4				事前に沿線住民に対して広報等による周知を行われますか	提案内容を踏まえ、市が実施すべき広報について協議の上で実施します。
3	下条公園の利用について	6	第2	4	(1)			現状では遊具・竣工記念碑が設置されていますが、工事用地の利用までにそれらは撤去されていると考えてよろしいでしょうか。残置されている場合、撤去費用又は撤去・復旧費用は変更協議の対象とされるのでしょうか。	第3 業務仕様 3 施工に関する仕様 (3) 仮設工及び付帯工に記載の通り、必要に応じて撤去復旧等の作業を行ってください。基本的に変更協議の対象とはいたしません。
4	土砂検定について	10	第3	2	(3)	イ		土砂検定には自然由来の土壌汚染調査が含まれると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

4 別添資料2優先交渉権者決定基準に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など		
1	提案審査の評価について	4	第2	3				評価については、最低制限基準を提案審査の合計点数の60%とし、60%に満たない場合は候補者、又は次点候補者として選定しない。とありますが、提案審査の合計点数とは合計の200点でしょうか、それとも技術提案に関する事項の110点でしょうか。お示し下さい。	提案審査は、実施体制に関する事項、技術提案に関する事項、提案金額の妥当性で構成しており、提案審査の合計点数200点が対象になります。
2	提案に対する評価について	5	第2	3	(1)			提案については、表2-1に掲げる評価項目のうち、「3 コスト縮減に寄与する技術提案」の「期待される効果」項目を除きとありますが、「期待される効果」項目というのはどの部分を指しているのでしょうか。	「期待される効果」については項目がなく、不要であるため、削除の上、別途、修正した資料を再公表します。
3	提案に対する評価について	5	第2	3	(1)			提案については、表2-1に掲げる評価項目のうち、「3 コスト縮減に寄与する技術提案」の「期待される効果」項目を除きとありますが、「3 コスト縮減に寄与する技術提案」の10点についてどのように採点されるのでしょうか。	「期待される効果」項目に関する評価を削除の上、以下の観点のもと4段階評価を行います。 ・コスト縮減に向けた技術導入の合理的な採否理由 ・提案技術のコスト縮減への妥当性及び合理性
4	基礎審査について	3	第2	2	(3)			基礎審査は、「提出書類作成要領（提案審査）」にある「表1-1 提出書類一覧」に記載された書類のみで、提案内容が基礎審査項目を満たしていることを確認すると考えてよろしいでしょうか？	「表1-1 提出書類一覧」に記載された書類ならびに、証憑となる添付書類で確認します。
5	基本設計に対する理解について	9	別表2	2				評価項目2工事（設計・施工）計画 工事概要に関する事項における評価の考え方に「基本設計に対する理解」とありますが、提供資料の「南部汚水2号幹線実施設計業務報告書（抜粋版）令和7年3月」の内容に関する理解と考えるとよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

5 別添資料3提出書類作成要領(参加資格審査)に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			1 2 など	1.1 1.2 など	(1) (2) など	ア イ など	(7) (4) など		
1	様式1.参加表明書、様式2.参加資格申請書、様式.4委任状							様式1 参加表明書の代表者欄には「印」の記載があるため、押印が必要と理解しています。一方で、様式2 参加資格申請書および様式4 委任状には「印」の記載が見当たりません。この場合、様式上「印」の記載がない書類については、押印不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式2-1-2 代表構成員を除く構成員の工事実績							本様式に記載する工事は、春日井市発注の土木工事のうち、令和2年度から令和6年度までで平均点65点以上の工事から最大2件までと理解しています。この場合、コリンズおよび工事成績評価通知書の添付は、記載した最大2件分のみで問題ないでしょうか。それとも、令和2年度から令和6年度に該当するすべての工事分の添付が必要でしょうか。	コリンズおよび工事成績評価通知書の添付は、記載した最大2件分としてください。なお、平均点の算出及び確認は市が行います。
3	様式2-1-2 代表構成員を除く構成員の工事実績							本様式に記載する工事は、春日井市発注の土木工事のうち令和2年度から令和6年度までで平均点65点以上の工事を記載しますが、共同企業体で受注・参加した工事についても、平均点の算出対象に含まれますでしょうか。	平均点ではなく、65点以上の工事を最大2件、提出いただければ結構です。 なお、共同企業体で受注・参加した工事についても、平均点の算出対象に含まれる予定です。
4	様式2-1-2 代表構成員を除く構成員の工事実績							春日井市発注の土木工事のうち令和2年度から令和6年度までで平均点65点以上の工事については、すべての工事を記載するための定型様式はありませんが、自由様式の図表等を用いて、該当する全工事の情報を記載する必要がありますでしょうか。	同頁No.2の回答をご参照ください。 そのため、平均点を算出するためのすべての工事の書類は不要です。
5	様式2-2 構成員の資格要件に関する書類			3				3.配置予定技術者の資格(2)企業と技術者の雇用関係を示す書類は、「健康保険証」等となっておりますが、監理技術者証の写しや住民税特別徴収税額通知書の写しも雇用証明として認められますでしょうか。	監理技術者資格者証を用いる場合、所属建設業者名が記載されていること、住民税特別徴収税額通知書を用いる場合市区町村発行の最新のものを提出してください。
6	実施体制について	pdfの15ページ	様式5					施工体系図は、一次下請け会社のみ記載すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

6 別添資料4提出書類作成要領(提案審査)に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(7) (4) など		
1	様式A-2. 共同企業体の構成及び設計等協力企業							協力企業（設計企業）の記載欄に〈役割〉を記載する欄がありますが、該当企業が実施設計のみを担当する場合は、役割の記載を「実施設計」として問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	応募グループ名の記載について	pdfの15ページ	様式C-1					様式C-2～C-7については応募グループ名を記載することになっていますが、様式C-1については応募グループ名の記載欄がありません。様式C-1については応募グループ名を記載しなくてよろしいのでしょうか？	応募グループ名の記載をお願いします。
3	用紙の余白について	pdfの15～20ページ	様式C-1～C-6					用紙の余白に関する指定があればご教授ください。	A4の縦型長辺左綴じを基本とし、A3については短辺左綴じが可能な余白を確保してください。
4	書式について	pdfの15～20ページ	様式C-1～C-6					例えば、様式C-1において、枠外に記載されている「本事業に関する資料（提供資料を含む）の内容を踏まえ、以下に留意し記載すること。（以下、略）」を省略してもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									